

公益財団法人宮城県体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県体育協会定款(以下「定款」という。)第4条第9号の規定に基づき公益財団法人宮城県体育協会(以下「この法人」という。)が行う表彰等に関する必要な事項を定めるものとする。

(表彰種別等)

第2条 定款第4条第9号に掲げる「スポーツ功労者等の表彰」については、次のとおりとする。

- (1) この法人の事業発展に功労があった個人及び団体に体育功労章を贈る。
- (2) 本県のスポーツ向上に勲功のあった個人及び団体に体育勲功章を贈る。
ただし、表彰対象の勲功が中学生以下の者のみの参加による大会の入賞に係る場合等にあつては、体育奨励賞として表彰する。
- (3) 国民体育大会で入賞した個人及び団体の内、2号に定める体育勲功章に該当しない者に表彰状を授与する。
- (4) 1号から3号までに掲げるほか、特に功労の著しい者、その他本県のスポーツの普及・振興に特に寄与した者について特別表彰することができる。

2 前項に定める表彰に関する推薦基準は、別表に掲げるとおりとする。

第3条 前条に掲げるほか、この法人の活動に寄与した個人及び団体に感謝状を贈ることができる。

2 前項に定める感謝状の贈呈を速やかに行う必要がある場合には、会長の専決により行うことができる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年9月4日から施行する。

附則

この規程は、平成27年9月4日から施行する。

別表

公益財団法人宮城県体育協会表彰推薦基準

	体育功労章 [第2条(1)関係]	体育勲功章 [第2条(2)関係]	国体入賞者表彰 [第2条(3)関係]	特別表彰 [第2条(4)関係]
対象	<p>(1)個人 附表(次頁)の役職欄に掲げる役職を、同表の年数欄に掲げる年数以上務めた者であつてかつ本会又は加盟団体に功績のあった者(物故者は除く)。 役職年数については、各欄に掲げる年数を相互換算のうえ、加算できる。 ただし、同一期間に係る役職の重複分については加算を認めない。</p> <p>(2)団体 設立後、15年以上を経過している団体であり、活動が定期的、計画的、組織的に行われ、地域のスポーツ振興に貢献する等、本会又は加盟団体に功績のあった団体。</p>	<p>前年度の対象期間の翌日から当年度表彰式の1週間前の日までの間において次の各号のいずれかに該当する者とするが、「離国」等の特別の理由のある者については追加推薦を認める場合がある。</p> <p>(1) オリンピック選手として参加した個人又は団体。 (2) 国際大会で優秀な成績を残した個人又は団体。 (3) 全国大会において優勝した個人又は団体。 (4) 世界記録、日本記録を樹立した者。 (5) 上記(1)、(2)に該当する選手を育てあげること特に功績の著しい者。</p>	<p>国民体育大会で入賞(競技得点を獲得)した個人及び団体。</p>	<p>県民のみならず、全国的視野からみても功績の著しい個人及び団体。</p>
被表彰者数	<p>毎年度原則として35名(団体)以内。 同一人(団体)につき1回のみの表彰とする。</p>	<p>上限を定めない。</p>		
推薦資格等	<p>本協会加盟後満5年を経過した加盟団体並びに宮城県スポーツ少年団及び宮城県スポーツ指導者協議会。 なお、市町村体育協会にあつては、各ブロック連絡協議会で調整のうえ推薦する。 ただし、本協会ですら受章者を決定する場合がある。</p>	<p>加盟団体からの推薦。 但し、本協会ですら受章者を決定する場合がある。</p>		<p>本協会ですら決定する。</p>

附表

	役 職	年数
県 体 育 協 会	1 会長・副会長・専務理事・常務理事	6
	2 理事・監事	8
	3 その他、県体育協会の発展に功績のあった者	10
加 盟 団 体	1 会長・副会長・理事長	8
	2 理事・監事	10
	3 市町村体育協会所属の競技団体会長・副会長・理事長及び選手の指導・育成に特に実績をあげた指導者	15
	4 公認審判員として実績をあげた者	20